令 和 8 年11月 4 日 開 会

①

令和８年第４回茨城県議会定例会議案

茨　　城　　県

令和８年第４回茨城県議会定例会議案目次

頁

第111号議案　令和８年度茨城県一般会計補正予算（第３号）…… 1
第112号議案　令和８年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第２号）…… 3
第113号議案　令和８年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第１号）…… 5
第114号議案　茨城県森林湖沼環境税条例の一部を改正する条例 …… 7
第115号議案　茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 …… 8
第116号議案　学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例 …… 9
第117号議案　茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 …… 12
第118号議案　茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 …… 13
第119号議案　茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例 …… 20

予　　算

第111号議案

令和８年度　茨城県一般会計補正予算（第３号）

令和８年度茨城県一般会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第１条　債務負担行為の補正は、「第１表　債務負担行為補正」による。

令和８年11月４日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

第１表　債務負担行為補正

（新　規　分）

事　　項	事　　業　　内　　容	期　　間	限　　度　　額
笠松運動公園の管理運営に係る協定	笠松運動公園の管理運営に係る協定をかさまつ活力共創パートナーズ代表団体コナミスポーツ株式会社と締結する。	自　令和９年度 至　令和12年度	2,450,156千円

（変　更　分）

事　　項	区分	事　　業　　内　　容	期　　間	限　　度　　額
水産加工経営改善促進資金利子補給	変更前	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和８年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自　令和９年度 至　令和12年度	融資総額５億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第４条に規定する率を乗じて得た額
	変更後	同　　上	同　　上	融資総額６億６千万円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第４条に規定する率を乗じて得た額

第112号議案

令和８年度　茨城県港湾事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第１条　債務負担行為の補正は、「第１表　債務負担行為補正」による。

令和８年11月４日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

第１表　債務負担行為補正

（新　規　分）

事　　項	事　　業　　内　　容	期　　間	限　　度　　額
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	令和９年度	16,010千円

第113号議案

令和８年度　茨城県流域下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第２条　予算第５条の表中鬼怒小貝流域下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

霞ケ浦常南流域下水道の管理運営に係る協定	令　和　９　年　度	1,516,016
霞ケ浦湖北流域下水道の管理運営に係る協定	自　令和９年度 至　令和13年度	7,120,620
霞ケ浦水郷流域下水道の管理運営に係る協定	自　令和９年度 至　令和13年度	1,701,080
利根左岸さしま流域下水道、鬼怒小貝流域下水道及び小貝川東部流域下水道の管理運営に係る協定	自　令和９年度 至　令和13年度	3,855,500

令和８年11月４日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

条例・その他

第114号議案

茨城県森林湖沼環境税条例の一部を改正する条例

茨城県森林湖沼環境税条例（平成19年茨城県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「令和８年度」を「令和13年度」に改める。

第３条第１項中「令和９年３月31日」を「令和14年３月31日」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年11月４日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

第115号議案

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第２条の表11の17の項中第43号及び第44号を削り、第42号を第44号とし、第30号から第41号までを２号ずつ繰り下げ、同項第29号中「第72条の５第２項」を「第72条の６第２項」に改め、同号を同項第31号とし、同項第28号中「第72条の５第１項」を「第72条の６第１項」に改め、同号を同項第30号とし、同項第27号中「第72条の４第２項」を「第72条の５第２項」に改め、同号を同項第29号とし、同項第26号中「第72条の４第１項」を「第72条の５第１項」に改め、同号を同項第28号とし、同項中第25号を第27号とし、第22号から第24号までを２号ずつ繰り下げ、同項第21号中「㉓，㉔，㉖から㉜」を「㉕，㉖，㉘から㉞」に、「㊲から㊷」を「㊴から㊹」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第20号を第22号とし、第10号から第19号までを２号ずつ繰り下げ、同項第９号中「⑬」を「⑮」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第８号を第10号とし、第５号から第７号までを２号ずつ繰り下げ、第４号の次に次の２号を加える。

⑸　法第６条の４第１項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付

⑹　法第６条の４第４項の規定による認定の更新の申請の受理及び知事への送付

付　則

１　この条例は、令和９年５月20日から施行する。

２　この条例の施行の際この条例による改正後の茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第２条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和８年11月４日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

第116号議案

学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中備考以外の部分を次のように改める。

別表第１（第10条関係）　入館料

<table>
<tr><th>教育機関の名称</th><th colspan="3">入　　館　　料</th></tr>
<tr><td rowspan="10">茨城県近代美術館</td><td rowspan="3">常　設　展</td><td>児童生徒等</td><td>１人につき　200円
（１人につき　150円）</td></tr>
<tr><td>高校生等</td><td>１人につき　300円
（１人につき　200円）</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td>１人につき　400円
（１人につき　300円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">所蔵品展</td><td>児童生徒等</td><td>１人につき　150円
（１人につき　90円）</td></tr>
<tr><td>高校生等</td><td>１人につき　200円
（１人につき　150円）</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td>１人につき　300円
（１人につき　250円）</td></tr>
<tr><td>企　画　展</td><td colspan="2">１人につき2,500円以内でその都度知事が定める額</td></tr>
<tr><td rowspan="4">茨城県陶芸美術館</td><td rowspan="3">常　設　展</td><td>児童生徒等</td><td>１人につき　200円
（１人につき　150円）</td></tr>
<tr><td>高校生等</td><td>１人につき　300円
（１人につき　250円）</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td>１人につき　400円
（１人につき　300円）</td></tr>
<tr><td>企　画　展</td><td colspan="2">１人につき2,500円以内でその都度知事が定める額</td></tr>
<tr><td rowspan="8">ミュージアムパーク茨城県自然博物館</td><td rowspan="5">展示室及び野外施設</td><td>児童生徒等</td><td>１人につき　150円
（１人につき　70円）</td></tr>
<tr><td>高校生等</td><td>１人につき　450円
（１人につき　300円）</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td>１人につき　700円
（１人につき　550円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記にかかわらず，特別な展示をしたときは，１人につき2,500円以内でその都度知事が定める額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">野外施設</td><td>児童生徒等</td><td>１人につき　70円
（１人につき　30円）</td></tr>
<tr><td>高校生等</td><td>１人につき　150円
（１人につき　70円）</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td>１人につき　300円
（１人につき　150円）</td></tr>
</table>

共通年間入館料
１人につき5,000円以内で知事が定める額
年間入館料
１人につき5,000円以内で知事が定める額

別表第２茨城県近代美術館の項中「17,800円」を「20,100円」に、「21,340円」を「24,100円」に、「13,420円」を「15,200円」に、「16,120円」を「18,200円」に、「14,180円」を「16,000円」に、「17,730円」を「20,100円」に改め、同表茨城県陶

芸美術館の項中「3,070円」を「3,500円」に、「3,840円」を「4,300円」に、「2,590円」を「2,900円」に、「3,250円」を「3,700円」に、「47,260円」を「53,500円」に、「59,080円」を「66,800円」に改める。

別表第４ (1) 茨城県立歴史館　アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア　入館

<table>
<tr><th>区　　分</th><th colspan="2">利　　用　　料　　金</th></tr>
<tr><td>児　童　生　徒　等</td><td>１人につき　100円（１人につき　80円）</td><td rowspan="4">年間利用料金
１人につき　5,000円</td></tr>
<tr><td>高　　校　　生　　等</td><td>１人につき　150円（１人につき　100円）</td></tr>
<tr><td>そ　の　他　の　者</td><td>１人につき　300円（１人につき　250円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記にかかわらず，特別な展示をしたときは，１人につき　2,500円</td></tr>
</table>

別表第４ (1) 茨城県立歴史館　アの表備考に次の１項を加える。

５　「年間利用料金」とは，同一人が１年間に複数回茨城県立歴史館に入館することができる利用料金をいう。

別表第４ (1) 茨城県立歴史館　イの表中「8,720円」を「9,900円」に、「17,440円」を「19,700円」に、「5,260円」を「5,900円」に、「6,930円」を「7,800円」に、「12,180円」を「13,800円」に、「3,460円」を「3,900円」に改める。

別表第４ (1) 茨城県立歴史館　ウの表映写機の項中「映写機」を「プロジェクター」に、「1,600円」を「1,800円」に改め、同表幻灯機の項を削り、同表拡声装置の項中「拡声装置」を「マイク」に、「1,600円」を「1,800円」に改め、同表テープレコーダーの項を削る。

付　則

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、付則第４項から第10項までの規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における利用に対して徴収すべき入館料、使用料及び利用料金の額について適用する。

3　この条例の施行の際既にこの条例による改正前の学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により共通年間入館料又は年間入館料を納付している者の当該納付に係る期間における利用に対して徴収すべき入館料の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第11条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、施行日前においても、改正後の条例別表第４に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第18条第２項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金の額を定めることができる。

5　指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者（次項に規定する者を除く。）から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。

6　指定管理者は、この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者から、あらかじめ知事の承認を得て、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき利用料金の額との差額を利用するときまでに納付させることとすることができる。

7　知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第４に掲げる額の範囲内において、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第18条第２項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認及び前項の規定による差額の納付の承認をし、又は同条例第20条第１項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

8　施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付

する者（次項及び第10項に規定する者を除く。）は、改正後の条例別表第２に定める額又は前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

9　この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による使用料を納付している者は、当該納付に係る使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を利用するときまでに知事に納付しなければならない。

10　施行日以後における利用に対して学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第20条第１項の規定により使用料を徴収する場合は、この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金を納付している者は、当該納付に係る利用料金の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を利用するときまでに知事に納付しなければならない。

令和８年11月４日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

第117号議案

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

学校法人近畿大学	近畿大学

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年11月４日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

第118号議案

茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

第１条　茨城県道路占用料徴収条例（昭和33年茨城県条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表令第７条第14号に掲げる施設の項中「第７条第14号」の次に「及び第15号」を加える。

第２条　茨城県道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条，第５条関係）

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			区分	金額（単位　円）
	第一種電柱	1本につき1年	第一級地	2,200
			第二級地	940
			第三級地	670
			第四級地	570
			第五級地	530
	第二種電柱		第一級地	3,300
			第二級地	1,400
			第三級地	1,000
			第四級地	880
			第五級地	810
	第三種電柱		第一級地	4,500
			第二級地	2,000
			第三級地	1,400
			第四級地	1,200
			第五級地	1,100
	第一種電話柱		第一級地	1,900
			第二級地	840
			第三級地	600
			第四級地	510
			第五級地	470
	第二種電話柱		第一級地	3,100
			第二級地	1,300
			第三級地	960
			第四級地	820
			第五級地	750
	第三種電話柱		第一級地	4,300
			第二級地	1,800
			第三級地	1,300
			第四級地	1,100
			第五級地	1,000

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	その他の柱類		第一級地	190
			第二級地	84
			第三級地	60
			第四級地	51
			第五級地	47
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	第一級地	19
			第二級地	8
			第三級地	6
			第四級地	5
			第五級地	5
	地下に設ける電線その他の線類		第一級地	12
			第二級地	5
			第三級地	4
			第四級地	3
			第五級地	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	1,900
			第二級地	820
			第三級地	590
			第四級地	500
			第五級地	460
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	1,200
			第二級地	500
			第三級地	360
			第四級地	310
			第五級地	280
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	3,900
			第二級地	1,700
			第三級地	1,200
			第四級地	1,000
			第五級地	940
	郵便差出箱及び信書便差出箱		第一級地	1,600
			第二級地	710
			第三級地	500
			第四級地	430
			第五級地	390
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	第一級地	33,000
			第二級地	5,400
			第三級地	1,900
			第四級地	900
			第五級地	580
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	3,900
			第二級地	1,700
			第三級地	1,200
			第四級地	1,000
			第五級地	940
			第一級地	82

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	第二級地 35 第三級地 25 第四級地 22 第五級地 20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		第一級地 120 第二級地 50 第三級地 36 第四級地 31 第五級地 28
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		第一級地 170 第二級地 76 第三級地 54 第四級地 46 第五級地 42
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		第一級地 230 第二級地 100 第三級地 72 第四級地 61 第五級地 56
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		第一級地 350 第二級地 150 第三級地 110 第四級地 92 第五級地 85
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		第一級地 470 第二級地 200 第三級地 140 第四級地 120 第五級地 110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		第一級地 820 第二級地 350 第三級地 250 第四級地 220 第五級地 200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		第一級地 1,200 第二級地 500 第三級地 360 第四級地 310 第五級地 280
	外径が1メートル以上のもの		第一級地 2,300 第二級地 1,000 第三級地 720 第四級地 610 第五級地 560
			第一級地 12 第二級地 5

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	第三級地	4
					第四級地	3
					第五級地	3
			その他のもの		第一級地	39
					第二級地	17
					第三級地	12
					第四級地	10
					第五級地	9
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	第一級地	3,100
					第二級地	1,300
					第三級地	960
					第四級地	820
					第五級地	750
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	1,900
					第二級地	840
					第三級地	600
					第四級地	510
					第五級地	470
			地下に設けるもの		第一級地	1,200
					第二級地	500
					第三級地	360
					第四級地	310
					第五級地	280
	その他のもの				第一級地	3,900
					第二級地	1,700
					第三級地	1,200
					第四級地	1,000
					第五級地	940
法第32条第1項第4号に掲げる施設					第一級地	3,900
					第二級地	1,700
					第三級地	1,200
					第四級地	1,000
					第五級地	940
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
			階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	16,000
					第二級地	2,700
					第三級地	950
					第四級地	450
					第五級地	290
	地下に設ける通路				第一級地	9,900
					第二級地	1,600
					第三級地	570

				第四級地	270
				第五級地	180
	その他のもの			第一級地	3,900
				第二級地	1,700
				第三級地	1,200
				第四級地	1,000
				第五級地	940
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	第一級地	330
				第二級地	54
				第三級地	19
				第四級地	9
				第五級地	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	第一級地	3,300
				第二級地	540
				第三級地	190
				第四級地	90
				第五級地	58
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	第一級地	3,300
				第二級地	540
				第三級地	190
				第四級地	90
				第五級地	58
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	第一級地	33,000
				第二級地	5,400
				第三級地	1,900
				第四級地	900
				第五級地	580
	標識		1本につき1年	第一級地	3,100
				第二級地	1,300
				第三級地	960
				第四級地	820
				第五級地	750
	旗ざお	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	1本につき1日	第一級地	330
				第二級地	54
				第三級地	19
				第四級地	9
				第五級地	6
		その他のもの	1本につき1月	第一級地	3,300
				第二級地	540
				第三級地	190
				第四級地	90
				第五級地	58
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	第一級地	330
				第二級地	54
				第三級地	19
				第四級地	9
				第五級地	6

	であるものを除く。）	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	第一級地	3,300
				第二級地	540
				第三級地	190
				第四級地	90
				第五級地	58
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	第一級地	33,000
				第二級地	5,400
				第三級地	1,900
				第四級地	900
				第五級地	580
		その他のもの		第一級地	16,000
				第二級地	2,700
				第三級地	950
				第四級地	450
				第五級地	290
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	3,900
				第二級地	1,700
				第三級地	1,200
				第四級地	1,000
				第五級地	940
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	第一級地	3,300
				第二級地	540
				第三級地	190
				第四級地	90
				第五級地	58
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				第一級地	390
				第二級地	170
				第三級地	120
				第四級地	100
				第五級地	94
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			第一級地	Aに0.01を乗じて得た額
				第二級地	Aに0.011を乗じて得た額
				第三級地	Aに0.013を乗じて得た額
				第四級地	Aに0.014を乗じて得た額
				第五級地	Aに0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.026を乗じて得た額	

令第７条第９号に掲げる施設	建築物	占用面積１平方メートルにつき１年	第一級地	Ａに0.013を乗じて得た額
			第二級地	Ａに0.015を乗じて得た額
			第三級地	Ａに0.017を乗じて得た額
			第四級地	Ａに0.022を乗じて得た額
			第五級地	Ａに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		第一級地	Ａに0.009を乗じて得た額
			第二級地	Ａに0.011を乗じて得た額
			第三級地	Ａに0.012を乗じて得た額
			第四級地	Ａに0.015を乗じて得た額
			第五級地	Ａに0.017を乗じて得た額
令第７条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Ａに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		第一級地	Ａに0.009を乗じて得た額
			第二級地	Ａに0.011を乗じて得た額
			第三級地	Ａに0.012を乗じて得た額
			第四級地	Ａに0.015を乗じて得た額
			第五級地	Ａに0.017を乗じて得た額
令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		第一級地	Ａに0.013を乗じて得た額
			第二級地	Ａに0.015を乗じて得た額
			第三級地	Ａに0.017を乗じて得た額
			第四級地	Ａに0.022を乗じて得た額
			第五級地	Ａに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Ａに0.034を乗じて得た額	
令第７条第１２号に掲げる器具			Ａに0.026を乗じて得た額	
令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		第一級地	Ａに0.013を乗じて得た額
			第二級地	Ａに0.015を乗じて得た額
			第三級地	Ａに0.017を乗じて得た額
			第四級地	Ａに0.022を乗じて得た額
			第五級地	Ａに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Ａに0.034を乗じて得た額	
令第７条第１４号及び第１５号に掲げる施設			Ａに0.034を乗じて得た額	

付　則

1　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。

2　第２条の規定の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第１項の規定により占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、当該許可に係る占用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

令和８年11月４日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

第119号議案

茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例

茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（昭和46年茨城県条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

第５条　法第５条の３第２項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される教職員は，次に掲げるものとする。

⑴　新たにへき地学校に準ずる学校に該当することとなつた学校に勤務する教職員のうち，そのへき地学校に準ずる学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校に異動し，当該異動に伴つて住居を移転した者で，指定日において当該異動の日から起算して３年を経過していないもの

⑵　新たに採用された教職員で，新たに採用された日（以下この条において「採用日」という。）の前日に教職員として勤務していた学校に引き続き在勤することとなつたもののうち，採用日以降も引き続き当該採用前の教職員として勤務していたものとした場合に，前号に掲げる教職員に該当することとなるもの

２　前項各号に掲げる教職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は，次の各号に掲げる教職員の区分に応じ，当該各号に定めるところによる。

⑴　前項第１号に掲げる教職員　当該教職員の指定日に勤務する学校が同号に規定する異動の日前にへき地学校に準ずる学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額

⑵　前項第２号に掲げる教職員　当該教職員が採用日以降も引き続き当該採用前の教職員として勤務していたものとした場合に前項（第１号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年11月４日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦